

# 社会福祉法人 高野町社会福祉協議会

## 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高野町社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 本会の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、町外における会議及び運営上必要な研修会等に参加した場合に発生する交通費、参加費については実費を支給することが出来る。

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。